

イギリスの幼児学校

— 国家介入をめぐる若干のノート —



わたくしが、イギリスの幼児教育史に関心をもつようになったのは、主として以上のことがらのためである。

(一)

久保いと

イギリスの幼児学校 (Infant

school) が誕生したのは、産業革命のさなかに、ロバート・オーエンによって、ニューラーク紡績

工場附設の性格形成学院の一部と

イギリスの私学は、国家から補助金をうけているにもかかわら

ず、統制をうけないのはどうしてだろう？

イギリスの幼児学校は、その初期のころから、どうして、初等

教育の対象となりえたのだろうか？

イギリスの保育学校 (nursery school) は、世界に数ある幼児教

育機関のうちでも、その保育対象と内容や方法において、ユニー

クな特質をもっているが、それをつくりそだてた背景として、幼

児学校を理解したい。

してであった (一八一六年)。この学院は、人間の性格は環境によってつくられる、幼児期からよい環境におくことによつてすぐれた性格が形成される、というオーエンの性格形成論を実践するために設けられたものであり、幼児のための学校、児童のための学校、そしておとなのための学校、と、三層構造をなしていた。

オーエンは、この幼児学校で、紡績工場労働者の二才ごろから五才までの幼児を対象として、あそびと人間愛にもとづく、合理的な人間形成をねらいとする保育をおこなった。

しかし、その後継者ともいふべきウィルダースピンは、生涯かけた熱意を幼児学校の普及にうちこみ、貧民幼児の保育に大きい貢献をしたけれども、幼児学校のねらいや内容・方法においては、オーエンとはちがって、もっぱら記憶にたよる教え込み中心の注入教育をすすめた結果となった。それは、ウィルダースピン・システムと名づけられ、階段教室 (gallery) をもつ大きいホールで、いろいろの教具をつかいながら、二、三才から七才までの子どもを二〇〇人ないし三〇〇人もいっしょにあつめて、一組の男女教師が統制をとりながら学ばせる方式であった。

そのころ、デービッド・ストウはグラスゴウを拠点として、幼児学校の運営や教員養成につとめ、ウィルダースピンの教え方を「オウムのように反復練習させるやり方」と批判していた。また、ウィリアム・ウィルソンは国教会派の幼児学校を設けて、宗教を中心とする保育をした。メーヨー兄妹は、教員養成学校を設け、教員養成をとおしてベスタロッツ主義を幼児学校にしん透きせていた。

このような努力によって、一八三五年にはおよそ三〇〇の幼児学校が貧民幼児を保育していたといわれている。これらの先駆者たちは、いずれも当時の有識者を説くとして寄附金をあつめ、慈善として幼児学校を運営していたのである。

(二)

十八世紀半ばごろまでのイギリスでは、下層階級を対象とした教育施設としては、教区寺院の僧が教える parish school (教区学校) や、dame school (おかみさん学校) とよばれる私塾をはじめとする雑多な私塾があり、他方では charity school (慈善学校) があった。前者は、民衆の教育需要に応じて自然発生した私立学校であり、したがって有料であり、その入学者は、農村では小作農の子弟で将来職人や商人の徒弟になって独立しようとするものたちであった。これに反して慈善学校は、この時代において社会からはみだされた最下層の人たちの子どもや孤児・浮浪児などを保護・収容して、彼らに労働を課しつつ、若干の教化を行なおうとしたものである。一六九八年に、トーマス・ブレイによって設けられたキリスト教知識普及協会の努力によって、この種の学校は、世紀半ばには約二、〇〇〇校にも達している。

この二種の民衆学校は十八世紀半ばごろから衰退したが、これにかわるあたらしい教育機関はなかなかあらわれていない。政府は、いぜんと同様、庶民大衆の教育には無関心であった。従来の徒弟制において、労働と学習との結合形態のもとに比較的保守的なモラルのなかで健全に育ってきた子どもたちが、産業革命によってその体制がこわれた結果そこから追ひだされ、工場労働者となったけれども、工場では十数時間にのぼる労働にあえぐばかり

で、何らの教育もほどこされなかった。このままにしておいては下層階級の子どもの思想と道徳を不安定で危険なものとするであろう……と、ようやく一七八〇年いご、工場地帯におけるこのような労働子弟の教育の空白が人びとの関心をひくようになった。当時のけい眼な思想家は、産業革命がもたらす危機を予測して、その対策として、国家による教育政策・制度の確立の必要を説いた。その代表的なものは、アダム・スミスの『国富論』（一七七六年）と、マルサスの『人口論』（一七九八年）である。スミスやマルサスは、労働者子弟の無知無学が危険思想を生み、暴力的反乱への雷同を生むという前提にたつて、それを防ぐために、計画的教育の必要を説いた。この立場は、そのご十九世紀をとおして、資本家の立場にたつて民衆教育機関の充実をはかろうとする人びとの基本的思想となつた。

しかしこの時代にはすでにトーマス・ペインのような人物がある。ペインは『人間の権利』（一七九一―二年）のなかで、スミスやマルサスとはちがつた立場から、貧民子弟の教育についての国家的施策の必要を説いている。彼は、教育をうけ知的に啓蒙されることをもつて人間の権利と考え、その権利を保証するため、国家は十四才以下の極貧児童にたいし、一人年額四ポンドの補助金を与えることを提唱した。

このような思想家のよびかけにもかかわらず事態は放置された

ままであった。わずかにロバート・レークスが一七八〇年から貧民街に日曜学校を設けて、乱ぼうでやかいな貧民の子どもを教育し、これが民間団体の協力で、一つの運動にまで成長したことがあるのみであった。

しかし、危機は一七九三年から一八一五年までの英仏戦争とともにやってきた。戦後の大不況と、穀物法の制定によるパンの高騰は、民衆生活をおびやかした。暴動化する民衆にたいし、政府は政治的弾圧を強化した。ベルとランカスターのはじめたモニトリアル・システムはこの時期にはじまり、各国にひろがった大きな運動である。ベルは英国国教会派、ランカスターは非国教会派で、たがいに協会を組織し、貧民教育における勢力の拡大をあらそつたが、ランカスター派の支援者には、ブルーラム、ヒットブレッド、ミルなどの進歩的な自由主義者がいた。

この時期における政府のうごきとして注目すべきものには、一八〇二年の工場法がある。これは、ロバート・ピールとロバート・オーエンの二人の人道的工場経営者の努力によつて成立したものである。これは、年少労働者の保護のためにいくつかの条項をきめているが、とくに「各徒弟は年令と能力に応じて、少なくとも徒弟期間七年間のうち、はじめの四年間は、毎日作業時間の一部をもつて、よみかき算、あるいはそのうちのいづれかを教えられなければならない。各徒弟は少なくとも一月に一回、日曜日に

一時間、キリスト教の原理にしたがって教えられ、試験さるべきである」という教育条項がふくまれていた。しかしこの法の適用をうけた綿糸工場主たちは、法の抜け道を考えたし、無視してしまつた。

この時期における第二のごきは、一八〇七年のヒットブレッド法案である。ヒットブレッドはランカスター協会の後援者であり、当時この協会は多額の負債を背おい、これが彼の負担となつていた。貧民教育を有志の寄附や博愛家の努力にゆだねることはすでに限界にきており、何らかの公的機関とする必要にせまられていたのである。この法案は、七才から十四才の児童にたいし、そのうちの二年間を教区学校に就学させ、よみかき算（女子はこのほかに裁縫）を教える。学校は教区委員会が設立し、そのために一シリング以下の地方税を徴収して経営する。無月謝を原則とする、という内容であつた。この法案は、三ヶ月にわたつて、貧民子弟に普通教育をあたえることの可否について議論をよびおこしたが、上院で否決されてしまつた。

その後十年ばかりの空白ののち、一八一六年にブルーアムの提案によつて、下層階級の教育研究のための下院特別委員会が設けられた。この調査にもとづいて、ブルーアムは一八二〇年に、貧民教育改善のための法案を提出した。それは、必要などころに教区学校を設置すること、校舎の建築は工場主の負担とする

こと、維持費は地方税によること、貧民は無償とすること、などが含まれていた。この法案は宗教問題がからんで不評をきわめ、ブルーアムは途中でみずからそれを撤回してしまつた。

ところで、十九世紀初期におけるイギリスの政党は、貴族・地主の利益を代表するトーリー党と、新興資本家の利益を代表するホイッグ党にわかれていた。産業革命いらい新興資本家の勢力は増大し、人口は都市に集中し、プロレタリアートが簇生した。しかし国会は不合理な選挙区を地盤として貴族・地主に有利な方法で議事がすすめられていた。新興資本家は、労働者階級の協力のもとに、ついに一八三二年九月、選挙法を改正することに成功した。（しかし、できあがつた新選挙法は資本家の立場を有利にしたが、労働者階級をいたく失望させたので、それいご労働者たちの普通選挙権要求運動はチャーチスト運動として、はげしくうきだすことになる。）イギリスの幼児学校における国家介入は、このあたらしく政権を獲得した政党の政治のもとに、さまざまの妥協の過程をへながらも、前進してゆくことになる。

(三)

(1) まず、新選挙法による最初の国会で、急進派の下院議員ローバックが義務教育法の提案をした（一八三三年七月）。彼はあたらしくえらばれた三十二才の青年議員であり、議会改革や教育

改革に活躍した人物である。ローバックは、民衆教育が、有徳で、勤勉で、啓蒙されたデモクラシーの実現のために必須であること、すべての民衆のための普遍的教育を用意し強制することは国家の義務であると主張した。その提案の内容は、六才から十二才までの全児童の義務就学制をつくろうとするもので、すべての町村に少なくとも一校の infant school と school of industry（これが小学校にあたる）をつくる、師範学校を設置する、学区制をもうけ、学区ごとに選挙による教育委員会をおく、学校の経費は一部を授業料にもとめるが大部分は租税と慈善財団基金によること、などをふくみ、当時のイギリスとしてはまったく画期的な提案であった。幼児学校はこのときにはじめて、イギリスの義務教育制の最初の段階としてとりあげられたわけである。そのころ、約三〇〇校にも達した幼児学校は、イギリスの貧民幼児の保護と教育において、量・質ともにゆるぎない地位を占めていたのである。

さて、ローバックの動議は活発な討論をひきおこしたが、結局、時期尚早論が大勢をしめて否決されてしまった。反対した人たちのなかには、ホイッグ党の蔵相オールソープや、トーリー党のロバート・ピールなどがいた。オールソープは、父母にたいしその子を教育できるように援助するのはよいが、強制するのはゆきすぎであるとして反対し、ピールは、自由な国では自由な教育がよ

いのであるとして反対した。

(2)ローバックの提案が否決されたあと、いわばそれに代るより現実的な方策として、蔵相オールソープによって二万ポンドの国庫補助金が提案された。オールソープは、これは校舎さえあればあとは学校をひらく手だてのあるところに校舎を建てさせるのが目的だと説明した。これにたいし、コベットは、教育は犯罪をなぐすのに役だたない、なまけものの教師というあたらしい人種をふやすのみである、として反対し、ヒュームは、提案のねらいはたすにはほとんど役だたない、と反対したが、ジョン・ラッセルやマコーレは賛成し、一八三三年八月十七日にがらあきの下院で、五〇対二六で可決された。これは蔵相から才出予算案として提出されたので、下院の承認だけで効力を発することになり、補助金は支出されることになった。補助金はベルとランカスターの協会をとおして、校舎建築補助金として支出された。ただし、補助をうけるにはそれと同額を申請者で負担しなければならないという条件があったので、もつとも貧しい、もつとも教育を必要とする地域には、補助金がゆきわたらないという欠陥をもっていた。

しかしながら、この国庫補助法は、イギリスにおいて、国会の金が初等教育のために支出された最初のものであり、国家介入の第一歩となった重要な歴史的先例である。この一八三三年の決定

い、イギリス政府は初等教育にたいして補助金を出しつづけ、決して後もどりすることはなかったのである。

(3) そのご、ブルームらの貧民教育促進論者たちは、国庫補助金の増額と、その配分や使用状況の監督などを所管する行政事務局の設置を計画し、一八三五年、三七年、三八年と提案をつづけたが、いずれも否決されていた。法律の制定によって委員会をつくるということは、のぞみのないころみであった。なぜなら、そのような法案はひとつとして上院で生きのこる機会はなかったからである。他の方法が考え出されねばならなかった。

一八三九年二月、内務大臣のジョン・ラッセルは枢密院議長ランスドーンに手紙をおくった。それは、ヴィクトリア女王の教育にたいする深い関心を前おきして、教育上の欠陥として、教師の供給が満足すべき状態でないこと、教授の内容が貧弱なこと、学校監査制がおこなわれていないこと、範例となるべきモデル・スクールのないこと、などをあげて、これらの大きい問題が法律上無視されていることをのべ、さいごに、人民の教育に影響あるすべてのことがらを考慮するために委員会をつくるべきである、と提案していた。そこで、ヴィクトリア女王の王命によって、一八三九年四月に枢密院教育特別委員会(Special Committee of the Privy Council on Education)をつくり、国庫補助金を管理させること

になった。これにたいし上院は反対決議をしたが、女王は遺憾の意をあらわしてこれを認めず、下院でも反対決議案がだされたが、こちらの方は否決された。このような経過で、この委員会は枢密院議長ランスドーンが委員長となり、ケイ・シャトルワースを事務長として発足することになった。この委員会は、一八九九年の Board of Education Act まで約六〇年のあいだ、初等教育制度の運命をみちびきつづけ、文部省に代る役割をはたすようになったきわめて重要な機関である。

(4) 枢密院教育特別委員会の設置とともに、国家の側における明確な、しかし試験的な活動の時期がはじまった。委員会は、一八三九年四月に、こんご補助金は両協会および例外的にその他の申請者にも支給すること、補助をうける学校は委員会の学校監査(school inspection)をうけるべきこと、両協会以外の学校で補助金をうける学校はかならず正規授業中にバイブル読みを加えるべきこと、ただし両親がそれをうけさせることを拒むものはその時間に出席させないこと、すべての宗派に関係なくカレッジとモデル・スクールがひらかれ、一般的宗教教授とあるていどの宗派教授とをあたえること、などを提案した。委員会の計画には幼児学校もふくまれていた。それは主として階段教室をもったホールからなりたっており、ウィルダースピン・システムの影響をうけ

ていることがみとめられる。そのころ、幼児学校における階段教室の必要性は、当然のことと考えられていたのである。委員会の事業計画のなかに幼児学校の計画がふくまれていたことは、この委員会が幼児学校を初等教育の一環として扱っていたことを証明している。このことは、イギリスの幼児学校にとって重要ないみをもっていた。

ところで、国家による監査権は努力なしで確保されたわけではなかった。この学校監査制は、幼児学校をふくめたすべての初等教育の発達にとって決定的ないみをもっていた。政府は一般の教育状況、とくに教授がきわめて貧弱であるということを漠然と感じてはいたが、どのようにわるいか、明確な認識をもっていなかった。委員会は、民衆教育における教授の改善をはじめから内々のねらいとしていたので、シャトルワースの事務長任命と同時に、国家による監査制の原理を承認したのである。ついで、同年六月、国家による学校監査権が確保されないならば、補助金もあたえられないであろうと前おきして、「監査権はあらゆるばあい委員会によって要求されるであろう。委員会と女王によって権限をあたえられた監査員は、こんご公金によって援助されている学校を訪問するよう指名される。監査員は、宗教教授や訓練や学校管理に干渉しないであろう。監査員は、事実とインフォメーションをあつめて、結果を委員会に報告することが彼らの目的である」

と発表した。

当時、国教会も非国教派も、民衆教育を支配する要求をつよくうちだしていた。また、ランスドーンやジョン・ラッセルなどのリベラルな立場のひとは、中央に設立された機関のコントロールのもとで、世俗教育と宗教教育が分離されることに期待をかけていた。また、委員会のうごきあまりに専制的すぎると考えるひとや、いかなる種るいの国家介入にも反対する人びとがいた。他方、チャーチスト運動の指導者ラヴェットのように、民衆の権利として普通教育を要求するという、あたらしい立場もうち出されていた。

ところで、以上のような委員会のうごきにたいして、宗教団体からつよい抵抗がわきおこった。とくに国教会派は委員会とのあいだに半年にわたって長い文書をつとりかわし、国教会派の学校の監査員をべつに任命すること、その監査員はレポートをつぎからつぎと政府に手わたすこと、ただし監査員は大司教によって任命されるべきこと、を要求した。これにたいして委員会側は、公金の支給されている国教会派にたいし、国家によって指名された役人たちを学校監査から排斥する権利をあたえたなら、彼らは自身自身にあたえられた信頼を犯すものである、として応しゅうした。しかし、結局のところ、国家による監査制の提案はうけいれられたけれども、宗教界の根つよい抵抗にあった委員会は、その

存在そのものが危くなつたので、これもまた大いに譲歩して、一八四〇年、協定 (Concordat) の成立をみることになる。

それは、英国国教学校の監査員の任命について、カンタベリーとヨークの大司教に承認権があたえられ、事実上、教会の反対する人物がえらばれないことになつてゐた。『内外学校協会』にも、一八四三年に同様の特権があたえられたので、各宗派別にべつべつ々の監査員がえらばれることになつたわけである。

監査員の権限も制限されたものとなつた。監査とはコントロールの手段としてあるのではなく、あくまでアシスタンスをあたえる手段であることがあきらかにされ、監査員は招待されたときでなければ、干渉する権利も、忠告する権利もないどころか、インフォメーションをあたえる権利すらないものとなつた。こうして、**“権限ぶる役人”**とならないように努力されたのである。

そのご、監査員たちは各うけもちの学校に出むいてつぶさに教育状況をしらべ、それを委員会に報告した。彼らのレポートは、指導者にたいして現状についての認識をあたえ、民衆教育の改善のためになされねばならない対策を考えさせるのに役立つたきわめて価値あるものであつた。

年 度	金 額
1833	ボンド 20,000
1839	30,000
1842	40,000
1844	50,000
1845	75,000
1846	100,000
1848	125,000
1851	150,000
1854	260,000
1857	541,233
1858	663,435
1860	724,403
1861	813,441
1862	774,743
1863	721,386
1864	655,036
1865	636,806
1866	649,307
∴	

一八四三年からは、国庫補助金は、校舎の建築ばかりでなく、教員住宅や、師範学校、教具の購入、などにも適用されることになり、その額も別表のとおりしだいに増額されている。

十九世紀後半に入ると、一八五八年には、国庫補助金の増額にともない民衆教育を再検討する目的で、ニューカッスル委員会が設けられ、一八六七年には選挙法が改正され、そして一八七〇年に初等教育令の成立をみ、五才から十三才の子どもの教育が義務化されることになるのだが、この部分についてはまた別の機会にゆずることにしたい。

(白梅学園短期大学)

* * * *